

○厚生労働省告示第三十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

令和四年二月十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

登録 番号	氏名又は名称	住 所	試験検査を行う 事業所の所在地	試験検査の 区分	廃止の日
一五八	岩手県環境保健研究 センター	岩手県盛岡市北 飯岡一丁目一 番一六号	岩手県盛岡市北 飯岡一丁目一 番一六号	理化学試験	令和四年一 月十四日